

(別添1-3)

農振法第13条第2項による農用地からの除外整理表

市町名	四日市市	除外番号	1	現況用途区分	農地	現況地目	田
除外面積	973㎡ (実測面積: 974.49㎡)	除外理由	こども園の建築				
		所在	朝明町字土井木463番1				
除外後の農地区分		第3種農地					
区分判断適用条項		農地法第5条第2項第1号口 農地法施行令第15条		(不許可の例外適用条項)			
項 目		整 理 内 容					
①農用地からの除外が必要かつ適当であり、緊急性があること		下野地区について、四日市市認定こども園整備推進計画に基づき、同地区内の公立幼稚園、公立保育園を統合し、令和12年度開園予定のこども園を整備することとしている。新園舎は令和6年度末に閉園した下野幼稚園跡地を活用する予定であるが、定員100人以上のこども園とするには、現状の敷地では狭小であることから、申出地にこども園を建築する計画に至った。 この計画についての他法令の許認可等については、別途調整中であり、了承される見込みである。					
②農用地区域以外の土地をもって代替えすることが困難であること		下野幼稚園の東側の土地は白地であるが、間に水路が通っており、筆にまたがって園舎を建築する等の一体的な利用ができないことから、一定的な利用が可能である当該地を選定した。					
③地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと		地域計画(下野地区)の範囲外であるため問題無い。					
④農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと		申出地は、農用地区域の境界に接しており、周辺の農用地区域の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれはない。					
⑤農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと		申出地は、担い手が水田として利用しているが、申請者より担い手に確認したところ、農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはないとのこと。					
⑥農振法第3条第3号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと		申出地に該当する施設はなく、周辺にある農振法第3条第3号に規定する施設に支障を及ぼすおそれはない。					
⑦生産性の向上を目的とする土地改良事業の完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること		申出地について、現存する土地改良区は存在しない。  多面的機能支払事業区域内(朝明町自然を守る会)であるが、代表者また関係部局と調整済みである。					

(別添1-3)

農振法第13条第2項による農用地からの除外整理表

市町名	四日市市	除外番号	2	現況用途区分	農地	現況地目	畑
除外面積	604㎡	除外理由	既存施設の拡張(資材置場)				
		所在	六名町字東起1009番				
除外後の農地区分		第1種農地					
区分判断適用条項		農地法第5条第2項第1号口 農地法施行令第12条	(不許可の例外適用条項)	農地法の運用について 第2の1(1)-イ-(イ)-e-(e)			
項 目		整 理 内 容					
①農用地からの除外が必要かつ 適当であり、緊急性があること		申出者は、申出地の隣地にて、鉄骨建築品の生産、間柱加工を主とした事業を営んでいる(法人)。近年、技術が向上し、高い評価を受け、大型物件の注文が大半を占めるようになり、既存敷地では、鉄鋼の置き場に苦慮しており、事業に支障をきたしている、そのため早急に資材置場を確保する必要があり、敷地を拡張するものである。 この計画についての他法令の許認可等については、別途調整中であり、了承される見込みである。					
②農用地区域以外の土地をもって 代替えすることが困難であること		申出地以外には、農用地区域以外に建築できる土地はなく、農用地区域以外で代替すべき土地を検討したが得られなかったことから当該地を選定した。					
③地域計画の達成に支障を及ぼす おそれがないこと		地域計画(小山田地区)の範囲外であるため問題無い。					
④農用地の集団化、農作業の効率化 その他土地の農業上の効率的かつ 総合的な利用に支障を及ぼす おそれがないこと		申出地は、農用地区域の境界に接しており、周辺の農用地区域の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれはない。					
⑤農用地区域内における効率的 かつ安定的な農業経営を営む者 に対する農用地の利用の集積に 支障を及ぼすおそれがないこと		申出地は、担い手に利用されていないことから効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。					
⑥農振法第3条第3号の施設の 有する機能に支障を及ぼす おそれがないこと		申出地に該当する施設はなく、周辺にある農振法第3条第3号に規定する施設に支障を及ぼすおそれはない。					
⑦生産性の向上を目的とする土 地改良事業の完了した年度の翌 年度から起算して8年を経過して いること		申出地について、現存する土地改良区は存在しない。  多面的機能支払事業区域外。					

農振法第13条第2項による農用地からの除外整理表

市町名	四日市市	除外番号	3	現況用途区分	農地	現況地目	田
除外面積	2196㎡のうち 216.03㎡	除外理由	分家住宅の建築				
		所在	江村町969番地1の一部				
除外後の農地区分		第1種農地					
区分判断適用条項		農地法第5条第2項第1号口 農地法施行令第12条	(不許可の例外適用条項)	農地法の運用について 第2の1(1)-イ-(イ)-c-(c)			
項 目		整 理 内 容					
①農用地からの除外が必要かつ 適当であり、緊急性があること		申出者は、子供と両親と共に市内の実家で居住している。実家建物は部屋として使える居室が少なく、申出者自身、車庫の2階を寝室と在宅ワークスペースとして利用している状況である。またトイレが無く母屋まで行かなくてはならず非常に不便である。そのため早急に十分な居住スペースが必要であり、申出地に分家住宅を建築する計画に至った。 この計画についての他法令の許認可等については、別途調整中であり、了承される見込みである。					
②農用地区域以外の土地をもって 代替えすることが困難であること		申出地以外には、農用地区域以外に整備できる土地はなく、農用地区域以外で代替すべき土地を検討したが得られなかったことから当該地を選定した。					
③地域計画の達成に支障を及ぼす おそれがないこと		地域計画(県地区)の範囲外であるため問題無い。					
④農用地の集団化、農作業の効率化 その他土地の農業上の効率 かつ総合的な利用に支障を及ぼす おそれがないこと		申出地は、農用地区域の境界に接しており、周辺の農用地区域の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれはない。					
⑤農用地区域内における効率的 かつ安定的な農業経営を営む者 に対する農用地の利用の集積に 支障を及ぼすおそれがないこと		申出地は、担い手が稲作として利用しているが、申請者より担い手に確認したところ、農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはないとのこと。					
⑥農振法第3条第3号の施設の 有する機能に支障を及ぼすおそれ がないこと		申出地に該当する施設はなく、周辺にある農振法第3条第3号に規定する施設に支障を及ぼすおそれはない。					
⑦生産性の向上を目的とする土 地改良事業の完了した年度の翌 年度から起算して8年を経過して いること		申出地について、現存する土地改良区は存在しない。  多面的機能支払事業区域外。					

(別添1-3)

農振法第13条第2項による農用地からの除外整理表

市町名	四日市市	除外番号	4	現況用途区分	農地	現況地目	畑(雑種地)
除外面積	812㎡のうち107㎡	除外理由	既存施設の拡張(駐車場)				
		所在	水沢町字東山448番の一部 水沢町字東山449番の一部				
除外後の農地区分			第1種農地				
区分判断適用条項			農地法第5条第2項第1号口 農地法施行令第12条	(不許可の例外適用条項)	農地法の運用について 第2の1(1)-イ-(イ)-e-(e)		
項 目			整 理 内 容				
①農用地からの除外が必要かつ 適当であり、緊急性があること			<p>申出者は、申出地の対面にて、旅館を営んでいる(個人事業主)。旅館敷地に普通車10台を確保しているが、繁忙期には常に駐車場が不足しており、駐車場に入りきらない車が路上駐車をして近隣の迷惑になってしまうことも度々あった。</p> <p>そのため早急に利用者の駐車場を確保する必要があり、敷地を拡張するものである。この計画についての他法令の許認可等については、別途調整中であり、了承される見込みである。</p>				
②農用地区域以外の土地をもって 代替えすることが困難であること			<p>上記①のとおり、既存施設(旅館)と一体で利用する必要があり、申出地は、既存施設(旅館)の対面に位置しており、また農用地区域以外で代替すべき土地を検討したが得られなかったことから当該地を選定した。</p> <p>なお、申出者の知識不足等によるものから、既にコンクリート舗装し駐車場として整備済みである。本来であれば、地目の通りに整備した後に申請を受付をするが、当該地区の農業委員等と相談し影響ないことが確認できたことから、整備済みであるが取り上げていく。</p>				
③地域計画の達成に支障を及ぼす おそれがないこと			地域計画(水沢地区)の範囲外であるため問題無い。				
④農用地の集団化、農作業の効率化 その他土地の農業上の効率的かつ 総合的な利用に支障を及ぼす おそれがないこと			申出地は、農用地区域の境界に接しており、周辺の農用地区域の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれはない。				
⑤農用地区域内における効率的 かつ安定的な農業経営を営む者 に対する農用地の利用の集積に 支障を及ぼすおそれがないこと			申出地は、担い手に利用されていないことから効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。				
⑥農振法第3条第3号の施設の 有する機能に支障を及ぼす おそれがないこと			申出地に該当する施設はなく、周辺にある農振法第3条第3号に規定する施設に支障を及ぼすおそれはない。				
⑦生産性の向上を目的とする 土地改良事業の完了した年度の翌 年度から起算して8年を経過して いること			<p>申出地について、現存する土地改良区は存在しない。</p> <p>多面的機能支払事業区域外。</p>				